

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業実施及び交付
要綱

平成 16 年 1 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり親（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項又は第 2 項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）が、就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得のため養成機関で修業する場合、修業期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金を交付するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に交付することにより、生活の経済的負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

(給付金の種類)

第 2 条 この事業の給付金（以下「給付金」という。）の種類は次のとおりとする。

- (1) 防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 防府市ひとり親家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）

(対象者)

第 3 条 訓練促進給付金の対象者は、次条に掲げる資格を取得するための養成機関（以下「養成機関」という。）で修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、防府市に居住するひとり親（父子家庭の父については、平成 25 年 4 月 1 日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20 歳に満たないものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 6 条の 7 の規定は適用しない。）

(2) 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。

(3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。

(対象資格)

第4条 就職を容易にするために必要なものであつて、かつ養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているものとして市長が定める資格は、次のとおりとする。

(1) 看護師

(2) 准看護師

(3) 保健師

(4) 助産師

(5) 介護福祉士

(6) 理学療法士

(7) 作業療法士

(8) 保育士

(9) 理容師

(10) 美容師

(11) 歯科衛生士

(12) 社会福祉士

(13) 製菓衛生師

(14) 調理師

(15) はり師

(16) きゅう師

(17) その他、上記に準じ市長が地域の実情に応じて定める資格（6月以上のカリキュラムの修業が予定されている雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合は、情報関係の資格等に限る。）

(事前相談の実施)

第5条 この事業の実施に際しては、養成機関において6月以上のカリキュラムを修業することを予定するひとり親に対して、事前相談を実施し、受給希望者の把握に努めるものとする。

- 2 事前相談においては、当該ひとり親の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査するものとする。
- 3 本事業は、給付金の交付を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、プライバシーに配慮しながら、生活状況について聴取するなど、交付の必要性について十分把握するものとする。
- 4 当該母子家庭の母又は父子家庭の父が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介するものとする。

(交付期間等)

第6条 訓練促進給付金の交付の対象となる期間は、修業期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。

- 2 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。(令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を超えない範囲で支給するものとする。)
- 3 訓練促進給付金は、月を単位として交付するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
- 4 訓練促進給付金は、休学等により資格取得の見込がなく、かつ、月の初日から末日まで1日も養成機関に出席しなかった場合には、当該月については交付しないものとする。ただし、夏期休暇等年間学習カリキュラムに組み込まれているものについては、交付することとする。
- 5 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に交付するものとする。

なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、

原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。

(交付額等)

第7条 訓練促進給付金の交付額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及びひとり親家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者、を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。)月額10万円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月においては、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円)

(2) (1)に掲げる者以外の者 月額7万5百円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月においては、月額11万5百円)

2 修了支援給付金の交付額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) (1)に掲げる者以外の者 2万5千円

3 訓練促進給付金及び修了支援給付金は、原則として過去に給付を受けた者には交付しないものとする。

(交付申請)

第8条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の交付を受けようとする者は、別紙様式1「防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等交付申請書」に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、公簿等によって確認できる場合は、省略することができる。

(1) 訓練促進給付金

- ① 当該ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し（原則として1か月以内に交付されたもの）
- ② 当該ひとり親が児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月の間に申請する場合を除く。）
- ③ 当該ひとり親が児童扶養手当を受給していない場合は、当該ひとり親の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無、及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式8「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）及び養育費等に関する申告書
- ④ 交付申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類
- ⑤ 市民税が課されない者に該当する者は、ひとり親及びひとり親と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書、その他市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者はその証明書（申請者又は同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類

(2) 修了支援給付金

- ① 当該ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- ② ひとり親の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- ③ 当該ひとり親が児童扶養手当を受給している場合は、児童扶養手当証書の写し（ただし、8月から10月の間に申請する場合を除く。）
- ④ 当該ひとり親が児童扶養手当を受給していない場合は、当該ひとり親の修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）並びに修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無、及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙様式8「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）及び養育費等に関する申告書
- ⑤ 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
- ⑥ 市町村民税が課されない者に該当する者は、ひとり親及びひとり親と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者はその証明書）（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）

2 申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 訓練促進給付金は、修業を開始した日以後、修業期間終了前までとする。
- (2) 修了支援給付金は、修了日以後、修了日から起算して30日以内とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査の上、訓練促進給付金及び修了支援給付金を交付することが適当であると認めたときは、交付を決定し、その旨を別紙様式2「防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等交付決定通知書」により、当該申請者に通知するものとする。

2 交付の決定の審査に当たっては、その緊急性や必要性について考慮し判定するものとする。

(修業期間中の状況の確認等)

第10条 市は、訓練促進給付金の交付を受けている対象者並びに支給期間を上限を超えて修学を継続している者（以下「訓練促進給付金受給者等」という）が養成機関に在籍していることを確認するため、当該者に対し、別紙様式3「防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付に係る出席状況報告書」（以下「出席状況報告書」という。）により、毎月1回出席状況に関する報告等を求めることができるものとする。

2 市は、訓練促進給付金受給者等に対し、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができるものとする。

(交付)

第11条 市長は、前条の規定による証明書等の提出があった場合、その内容を審査の上、訓練促進給付金を交付することが適当であると認めたときは、当該者に対し訓練促進給付金を交付するものとする。

(資格喪失の届出及び交付決定の取消通知)

第12条 訓練促進給付金受給者等が、ひとり親でなくなったこと、防府市内に住所を有しなくなったこと、修業の取りやめ等により交付要件に該当しなくなったときは、別紙様式4「防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付資格喪失届」により14日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があった場合は、その交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、その旨を別紙様式5「防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付決定取消通知書」により、当該者に通知しなければならない。

(課税状況変更等の届出及び決定の変更通知)

第 13 条 訓練促進給付金受給者等若しくは当該訓練促進給付金受給者等と同一の世帯に属するものに係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金課税状況変更等届(別紙様式 6)により、14 日以内に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により届出があり、交付額の区分が変更する場合は、その交付決定の全部又は一部を変更するとともに、その旨を防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付決定変更通知書(別紙様式 7)により当該者に通知しなければならない。

(訓練促進給付金の交付決定の取消等)

第 14 条 市長は、訓練促進給付金の交付を受けた者が次の一に該当するときは、その交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付の要件に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により訓練促進給付金の交付を受けたとき。

2 市長は、第 12 条第 2 項及び前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について既に訓練促進給付金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずることができる。

(福祉資金貸付金との関係)

第 15 条 訓練促進給付金の交付を受ける母子家庭の母又は父子家庭の父は、原則として、同時に母子福祉資金又は父子福祉資金における技能習得期間中の生活資金貸付を受けることはできないものとする。ただし、市は真にやむを得ないと認められる場合は、生活資金貸付月額と訓練促進給付金月額交付額との差額について貸付を行うものとする。

(児童扶養手当の支給に係る所得との関係)

第 16 条 給付金は、児童扶養手当法施行令第 3 条及び第 4 条において、児童扶養手当の支給を制限する場合の所得には含まないことと規定されており、訓練促進給付金の交付を受ける者、交付年月日及び交付額について、児童扶養

手当との連携を図るものとする。

(関係機関等との連携等)

第 17 条 市は、資格取得養成機関、就業関係機関及び母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど、ひとり親の就業を支援するとともに、制度について周知を図るものとする。

2 養成機関に対しても必要な情報提供を行うものとする。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 19 年度以前に養成機関において修業を開始した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 21 年 2 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 20 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 19 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 20 日から施行し、平成 30 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 10 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 15 日から施行し、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱いをした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。
- 3 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた

場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。) であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月16日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月4日から施行し、令和3年4月23日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等交付申請書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者の氏名

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の交付を受けたいので、下記により申請します。
なお、私及び私の同居の扶養親族の所得状況について調査することに同意します。

① 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日	
		個人番号		
② 住所・電話番号	(〒 —) 防府市		電話	— —
③ 過去の受給の有無等	過去に高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金を受けたことが (ある ・ ない)			
④ 本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
⑤ 養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	所在地		電話	— —
	修業期間	年 月 日～ 年 月 日	養成区分 昼間 ・ 夜間	
	修業に係る資格	看護師・准看護師・保健師・助産師・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・保育士・理容師・美容師・はり師・きゅう師・その他		
⑥ 児童扶養手当証書番号	第 号			
⑦ 児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 担当者氏名 ㊟			
⑧ 所得の額	＜高等職業訓練促進給付金＞		＜高等職業訓練促進給付金＞	
	前年（１月から７月までの間に申請する場合は前々年）の所得額		円 （前年（１月から７月までの間に申請する場合は前々年）の養育費の額）	
	円		× ８割 ＝ 円	
	＜高等職業訓練修了支援給付金＞		＜高等職業訓練修了支援給付金＞	
⑧ 所得の額	修業開始日の属する年の前年（１月から７月までの間に申請する場合は前々年）の所得額		円 （修業開始日の属する年の前年（１月から７月までの間に申請する場合は前々年）の養育費の額）	
	円		× ８割 ＝ 円	
	修了日の属する年の前年（１月から７月までの間に申請する場合は前々年）の所得額		円 （修了日の属する年の前年（１月から７月までの間に申請する場合は前々年）の養育費の額）	
	円		× ８割 ＝ 円	
⑩ 市町村民税が課されない者の該当の有無		該当する ・ 該当しない		

⑪申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
2 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
3 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
4 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
5 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	年 月 日生
	個人番号	続柄	
住 所	(〒 -)	申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当	
(備考)			

(注)

- ④欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- ⑦欄は、児童扶養手当を受給している方については、市において確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書の写しを添付する必要はありません。また、⑧欄及び⑨欄の記入も必要ありません。
- ⑨欄は、児童扶養手当を受給していない方が、養育費等に関する申告書に基づき記載してください。
- この申請書に、それぞれ次の書類を添付して提出してください。

(裏面)

◎高等職業訓練促進給付金

- (1) ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写（１ヶ月以内交付のもの）
- (2) 児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し（ただし、８月から１０月の間に申請する場合を除く。）
- (3) 児童扶養手当を受給していない方は、ひとり親の前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の所得証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある方については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式８「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得証明書を含む。）及び養育費等に関する申告書
- (4) 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍証明書
- (5) 市町村民税が課されない者に該当する者は、ひとり親及びひとり親と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る課税証明書、その他市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者はその証明書
- (6) その他、必要に応じて提出する書類

◎高等職業訓練修了支援給付金

- (1) ひとり親及びその児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）
- (2) ひとり親の属する世帯全員の住民票の写（修了日における状況を証明できるものに限る。）
- (3) 児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し（ただし、８月から１０月の間に申請する場合を除く。）
- (4) 児童扶養手当を受給していない方は、ひとり親の修業開始日の属する年の前年（１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）並びに修了日の属する年の前年（修了日の属する月が１月から７月までの間に申請する場合は、前々年）の所得証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（１９歳未満の者に限る）がある方については、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（様式８「１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得証明書を含む。）及び養育費等に関する申告書
- (5) 修業していた養成機関の長が証明する修了を証明する書類
- (6) 市町村民税が課されない者は、ひとり親及びひとり親と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者はその証明書）（修了日の属する年度（修了日の属する月が４月から７月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。）
- (7) その他、必要に応じて提出する書類

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等交付決定通知書

① 氏 名	フリガナ	生 年 月 日	年 月 日
② 住 所 ・ 電 話 番 号	防府市	電話 ()	—
③ 養 成 機 関 の 名 称			
④ 修 業 に 係 る 資 格			
⑤ 修 業 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
☐ 高 等 職 業 訓 練 促 進 給 付 金	⑥ 交 付 決 定 額	円	
	⑦ 交 付 対 象 期 間	年 月 ～ 年 月	
☐ 高 等 職 業 訓 練 修 了 支 援 給 付 金	⑧ 交 付 決 定 額 円		
※			

さきにあなたから提出のありました防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等交付申請書に基づき審査したところ、上記のとおり決定したので通知します。

年 月 日

防 府 市 長

㊟

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付に係る出席状況報告書

提出日 年 月 日

高等職業訓練促進給付金交付に係る養成機関への出席状況を報告します。

① 交 付 番 号		
② 氏 名	フリガナ	
③ 住 所 ・ 電 話 番 号	防府市	電話 () —
④ 出 席 状 況	年 月において、月の初日から末日までの間の出席日数は 日であることを報告します。	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 養成機関の長 職・氏名		

(注) 養成機関に出席しないことが当該養成機関の年間学習カリキュラムに組み込まれている場合
(夏期休暇等) は、出席したものとして取り扱います。

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付資格喪失届

提出日 年 月 日

① 交 付 番 号	
② 氏 名	フリガナ
③ 住 所 ・ 電 話 番 号	防府市 電話 () —
④ 資 格 喪 失 し た 理 由	ア ひとり親（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でなくなったため。 イ 防府市内に住所を有しなくなったため。 ウ 養成機関への修業を取りやめたため。 エ その他（ ）
⑤ 理 由 が 発 生 し た 日	年 月 日
上記のとおり、高等職業訓練促進給付金の交付を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。	
氏 名	

(注) 交付要件に該当しなくなったときは、14日以内に届け出なければなりません。

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付決定取消通知書

① 交 付 番 号	
② 氏 名	フリガナ
③ 住 所 ・ 電 話 番 号	防府市 電話（ ） —
④ 資 格 喪 失 し た 理 由	ア ひとり親（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）でなくなったため。 イ 防府市内に住所を有しなくなったため。 ウ 養成機関への修業を取りやめたため。 エ その他（ ）
⑤ 理 由 が 発 生 し た 日	年 月 日

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金交付資格喪失届に基づき、上記のとおり交付決定を取消したので通知します。

年 月 日

防 府 市 長

印

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金課税状況変更等届

提出日 年 月 日

①	交 付 番 号	
②	氏 名	フリガナ _____
③	住 所 ・ 電 話 番 号	防府市 _____ 電話（ ） —)
④	課税状況変更等の状況	ア 市町村民税が課される者となった。 イ 市町村民税が課されない者となった。 ウ 世帯を構成するものに異動があった。 〔 _____ 〕 エ その他（ ）
⑤	変 更 が 生 じ た 日	年 月 日
上記のとおり、高等職業訓練促進給付金の交付にあたって、課税状況の変更等があったので届け出ます。 氏 名		

- (注) ・課税状況の変更等があったときは、14日以内に届け出なければなりません。
・課税状況の変更等を証明する資料を添付して提出してください。

防府市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金交付決定変更通知書

[illegible]

さきにあなたから提出のありました高等職業訓練促進給付金課税状況変更等届に基づき、上記のとおり交付決定を変更したので通知します。

年 月 日

防 府 市 長



16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

(宛先) 防 府 市 長

提出日 年 月 日

申請者の氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族

1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏 名					
	個人番号					

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書はひとり親家庭高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする方に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする方との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない